

# 日本経済界の経済組織化構想とナチス経済思想一戦時経済体制との関連でー

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学政治経済研究所 公開日: 2009-04-18 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 柳澤, 治 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/5539">http://hdl.handle.net/10291/5539</a>

# 日本経済界の経済組織化構想と ナチス経済思想

— 戦時経済体制との関連で —

柳 澤 治

---

## 《論文要旨》

経済的諸力の全体的な動員を不可避とする総力戦ないし総力戦準備の体制の下で資本主義的企業は、国家的な「協力」を求められるが、企業活動に対する「動員」や「統制」は、多くの場合、個別企業への国家の直接的な指令と並んで、関連企業の組織体＝経済団体を通じて行われた。従って戦時経済は、国家的統制と経済活動との間を媒介し、結合させる経済機構の何らかの組織化を不可避とした。

戦時経済＝総力戦体制の構築のための企業の組織化と経済団体の編成の企画と具体化は、日本の場合、軍部・官僚を中心とする勢力によって国家的に「上から」進められた。第二次近衛内閣の「経済新体制」がその大きな画期となったことは周知の通りである。経済団体の編成は、しかし、単に国家側からのみ要請され、企画されたのではなかった。それは同時に、経済界自体が必要としていた。経済界は、自由放任主義的な経済制度が破綻し、国家的な政策の役割が増大する中で、また日中戦争勃発に対応して、経済団体の組織化を企業活動にとっても不可欠と考えた。経済新体制の「官民協力」を支える経済機構の組織化は、このような国家側と経済界との共通の方向性を背景にしてはじめて現実化するのである。

日本の経済機構の再編構想の中でそのモデルとして注目されたのがナチス・ドイツの方式であった。本稿は、経済界における経済団体の再編・組織化の諸構想とそこでのナチス的方式の受容のあり方を考察することを目的としている。

キーワード：戦時経済体制，日本経済界，経済組織化構想，ナチス経済思想

---

## はじめに

日本資本主義と戦時経済ないし戦争準備的経済体制との関連の問題は、現代日本経済史研究の最重要課題の一つである。一般に経済的諸力の全体的な動員を不可避とする総力戦とその総力戦を準備する体制<sup>(1)</sup>の下で、資本主義的企業はさまざまな形で国家的な統制体制への「協力」を求められる。この経済的統制は企業活動への規制を随伴しており、その拡大・強化を計画する国家権力と、営利活動を最大の目的とする資本主義的企業とは、その中で鋭い緊張関係に突入する。「協力」関係は対立的な要素を強く有していた。

企業活動に対する「動員」や「統制」は、その際、政府や軍による軍需企業への発注など、個々の企業への国家の直接的な指令としてばかりではなく、それと並んで関連企業の組織体＝経済団体を通じて行われるのが普通であった。戦時経済ないしその準備体制は、その場合、国家的な動員・指令機関（「経済参謀本部」）の整備とともに、国家的統制と企業の経済活動との間を媒介し、結合させる経済機構の構築＝経済団体の組織化を不可避とした<sup>(2)</sup>。

戦時経済＝総力戦体制の構築のための企業の組織化と経済団体の編成は、日本の場合、とくに軍部・官僚を中心とする勢力によって計画され、国家的に「上から」進められた。第二次近衛内閣の「経済新体制」はその大きな画期となった。企画院・革新官僚を中心とする経済新体制のこの企業組織化構想は、同時に企業の営利活動それ自体への国家的な規制を伴っていた。営利原則を重視する経済界は、この経済新体制構想に対して激しく対抗し、結局両者は1940年12月に経済新体制確立要綱（以下「要綱」と略す）の閣議決定によって、漸く妥協点を見出すことができた。

経済機構の編成、企業・経営の団体的編成＝組織化は、この「要綱」において最も重要な位置を占めた。政府と財界との間の妥協の産物としてのこの

### 日本経済界の経済組織化構想とナチス経済思想

経済団体の組織化計画は、1941年重要産業団体令によって統制会として具体化した<sup>(3)</sup>。だが、その背景には単に政府側ばかりでなく、経済界自体の側にも経済団体の編成を必要とする事情が存在した。自由放任主義的な経済制度が破綻し、国家的な政策の役割が増大する中で、とりわけ日中戦争の勃発とともに、経済界はそれらに対応する経済団体の組織化を必要としていたのである。経済新体制の「官民協力」を支える経済機構の組織化は、このような国家側と経済界との共通の方向性を背景にはじめて現実化したのである。

日本の経済機構の再編構想においてそのモデルとして注目されたのがとりわけナチス・ドイツの方式であった。1933年に政権を掌握したナチスは、これまでの企業と労働の体制を強制的に解体し、それらのナチス的な再編＝組織化を強行した。1934年の経済有機的構成準備法とその施行令は、ドイツの企業を強制的に部門別・業種別に組織化し、全国的な編成体制をつくり出す基本的な組織法となった。また同年8月の商工会議令によって、地域的経済団体としての商工会議所もナチス的に改造され、国家的な統制体制に編成された。こうしてドイツ経済は「公益は私益に優先する」という最高原則と民主制を否定する指導者原理（Führerprinzip）とにもとづいて、ナチス的に再編成されたのである<sup>(4)</sup>。日本はこのナチス・ドイツの経済機構再編の様式を修正しつつ受容した。公益優先原則と指導者原理に立脚した「要綱」の経済団体の組織化の方針はそのことを最もよく示していた。

本稿は、以上のような関連に留意しつつ、経済界の側において経済団体の再編・組織化がいかにより計画されたか、またその中でナチズムやナチス的体制がいかにより捉えられ、ナチス的方式がどのように受容されたかを考察する。われわれは、その際、当時の経済界には経済機構改革計画に関して、二つの流れが存在したことに注目したい。一つは地域経済を土台とし、商工会議所を基軸とする機構改革案であり、それは日本商工会議所によって構想された。二つ目は重要産業諸部門の全国的な組織化を中心とする機構再編案であり、

それは経済界の主流・日本経済連盟会によって策定された。さらに第三の流れとして、東洋経済新報社・三浦鏡太郎の独自の新体制構想が存在していた。

第一の日本商工会議所の構想は、主として地域経済を基礎とする中小企業の利害を背景に有していたのに対して、第二の日本経済連盟会のそれは大企業がバックにあった。時代的には第一の企画が先ず提示され、続いてそれに対抗しつつ、後者の経済界主流の見解が作成され、それが経済新体制確立要綱の中に吸収された。これに対して第三の構想は、財界における自由主義的な少数派の立場と結びついており、むしろ経済界の外部、とくに近衛文麿のブレーンとされる昭和研究会の有力メンバー笠信太郎や旧講座派マルクス主義者の風早八十二によって注目された。われわれは以下でこれら三つの構想の内容を検討し、それらに対してナチス的方式がどのような影響を与えたかを考察することにする。先ず上の第三の構想から見ることにしよう。

## 1. 東洋経済新報社・三浦鏡太郎の機構改革論

日本の経済機構の再編成に関する最初の構想は、昭和研究会が作成した1937年12月の「民間経済中枢機関試案」ということができる<sup>(6)</sup>。この「試案」の作成に際して当人がどこまで関与したかは不明であるが、東洋経済新報社の創設者三浦鏡太郎（1874-1972年）は当初から昭和研究会のメンバーとして活躍していた<sup>(6)</sup>。彼は石橋湛山とともに自由主義的な立場に立って論陣を張り、また金融・証券業界と中小商工業界の会員を中心とする経済倶楽部（1931年設立）の運営に携わっていた<sup>(7)</sup>。

この三浦鏡太郎の経済機構改革論は、著書『新経済体制の理論と試案』（東洋経済出版部、1939年7月）で主張された。この書物は「講演」として会合<sup>(8)</sup>で話されたものを印刷した僅か59頁の小冊紙であったが、その中で示された構想は、昭和研究会の笠信太郎がベストセラーの著書『日本経済の

再編成』(中央公論社, 1939年12月, 1940年4月24刷)で「三浦氏の産業団体統制案」として注目し, また気鋭の論者風早八十二が高く評価するなど, 独自の内容を備えていた。

この『新経済体制の理論と試案』において三浦は, まず「自由主義の本質」について語り, それを個人の判断と責任による経済活動として, また個人の営利心にもとづく生産と競争とが公益と一致する機構として捉えた。しかし科学の進歩, 生産組織と資本の大規模化, 信用組織の拡大によって, この自由主義的機構は20世紀に入るとその機能を十分に発揮しえなくなったと指摘する。自由主義の欠点は何よりもその無責任性として現われた。「斯うなつて来ると, 自由主義経済と云ふものをその儘にして之を継続せしめる訳に行きませぬ。何等かそれに修正を加へなければならぬ」。

こうして「自由主義経済機構に対して合理的な処理を加へて新機構」を樹立しなければならない。それが「統制主義経済」であり「新経済体制」である。

三浦は, このような「新経済体制」として, ソ連型の国有国营方式の統制主義経済に関しては, それを不相当と考え, それに対して自由主義経済を基調とした部分的な統制の方式を提示する。彼によればこの方式は三つの条件を有しているという。①営利心は「社会的に有害でない限り」これを尊重し, 発揮させる。②「国民生活の安定」のために必要と思われる価格の統制を行う。③産業従事者に産業行政の任務を分担させる。そのため産業当業者に組合=産業団体をつくらせ, 自治的に産業行政の一部を担当させる。そしてこの産業団体について三浦は次のように説明する。

「私の謂ふ所の産業団体の更新乃至完成とは, 法律を以て業種別組合を強制的に作らせ, 之に町村, 府県, 市及び全国に互りて縦と横に連合する組織を与へ, そしてこれ等の組合を公的機関として之に一定の権限

を賦与し、彼等に産業行政の一部を担当せしめる。然うすることに依つて、産業当事者をして一国の経済政策の遂行に協力せしめ、責任の帰着点を透明ならしめようと云ふのであります。即ちこれが前に申した如く、私の考へてゐる新経済体制の中心をなすものであつて、従つて又最も難しい所であります」<sup>(9)</sup> (傍点は引用者)。

三浦はこのように産業団体の組織化と公的機関化を「新経済体制」の中心におく。その具体的な方法は次のようになっていた。法律による重要産業部門の制定、各部門における業種別分類＝同業連合会とそれを構成する同業組合の組織、地域（大中小）の区分と産業団体の結成、中央政府—地方政府連絡機関の組織、さらに中分類同業連合会—その代表からなる部門連合会（重要産業連合会）の組織化がそれである。

これらの産業団体と中央政府および地方政府との間に橋を架ける連絡機関が必要となる。小地域の産業団体に産業協議会を併設し、その産業協議会の成員は、小地域の産業団体から送られる代表委員と、行政庁たる市、区または町村から送られる委員をもって構成される。中地域・大地域の場合も同様で、それぞれ地域の産業団体から送られる代表委員と、市府県および中央政府から送られる委員とをもって構成される、中地域及び大地域の産業協議会を設置する。

しかし三浦の組織化構想の最大の特徴は、産業団体と並んで、労働者の組織化をも計画の中に含めた点にある<sup>(10)</sup>。

「己に産業団体に対して、中央地方の政府と相並んで産業行政を分担する権限を賦与し、それぞれの地域内に於て、自治的に或る範囲の賃金統制乃至労資調整を行はしめる以上は、労働者に対しても亦彼等の組合を作らせて、産業団体と協議関係を結び、彼等の利害を正當に、且つ遺

憾なく発表し暢達し得る如き仕組を具備せしめる必要がある、然うせねばらぬ」(傍点は引用者)。

つまり小地域・中地域において産業団体の組織と同様に労働組合を組織させ、その代表委員を中小地域の全産業連合会および産業協議会に送って、雇主側と賃金およびその他の労働条件を協議したり、あるいは労働争議がおきた場合には、その調整について協議させることにする。さらにこの労働団体には各地域の産業連合会・産業協議会に代表を送らせるようにする。三浦はこのような労働組合・労働団体の組織化を強く主張した。

さて産業団体の任務として三浦は次の点をあげる。(1)国家の経済政策の要求に順応して協力すること。(2)国家の必要とする生産および配給の調整の任務に当ること。(3)与えられた範囲において労資の調整および賃金の統制を行うこと。そのためにはこれを公的機関としこれに一定の権限を賦与しなければならない。

三浦はこの構想を「時局」的な「応急的」な措置としてではなく、「根本的な革新」と結びつけた「新機構」=「新経済体制」として提示した。経済機構の組織化は、単なる一時的な措置ではなく、このような自由主義経済の修正=新経済体制として構想されたのである。

三浦のこの考えは昭和研究会の上記「民間経済中枢機関試案」に酷似していた。この「試案」は、英米の事例をも参考にし、とりわけナチス・ドイツの経済機構改造を批判的に検討して作成されていた。昭和研究会は、ナチス的な指導者原理にもとづくドイツの機構再編方式から、非民主的な指導者原理や国家的強制の要素を排除しつつ、その中の機構編成の機能的側面だけを取り出して、自由主義的な「下から」の編成を軸とする自らの構想に組み入れていた。

三浦も、ドイツとイタリアの事例に注目した。彼はそれについて「私は殆



ど研究して居りま（せ）ぬ」と述べるに止まっているが、彼が自らもそのメンバーである昭和研究会の「試案」と同様に、経済有機的構成法のナチス・ドイツの方式の組織的な側面を実質上取り容れたことは間違いないといっただろう。それは、自由加入の商工会議所を中心とする英米方式ではなく、強制加入にもとづく産業別・業種別組織化の方式を採用したことに現われている。

三浦は、以上のように昭和研究会の「試案」と同様に、可能な限り自由主義的立場を維持しつつ経済機構を組織化しようとした。そればかりでなく、労働組合の結成と組織化の必要性を強調した<sup>(11)</sup>。昭和研究会の有力会員笠信太郎は、三浦の機構改革構想に注目した。しかし笠の考えは三浦のそれと重要な点で異なっていた。彼は、三浦の機構改革案を自身の「再編成」プランの中に組み込みつつ（但し労働組合の組織化は排除！）、しかし三浦案が「結局は外的な整理統合の機関」、つまり単なる経済団体組織化に止まっていると批判し、「新経済体制」のバネは何よりも企業経営それ自体への「内部統制」（利潤統制・経済統制・生産統制）にあると主張した<sup>(12)</sup>。経済団体の組織化と同時に営利原則の修正を含む企業経営の改革が必要であり、その両者の結合こそが「新経済体制」の本質をなすと考えたのである。そしてこの後者を含めた「新経済体制」論が企画院・革新官僚の「経済新体制」論に影響を与えることになった。日本経済連盟会を中心とする財界があげて反対したのはまさに後者のこの企業経営の内部的改革であったのである。

## 2. 商工会議所を中心とする機構改革案

### (1) 商工会議所を中心とする経済中枢機関の構想

商工会議所は、商工業の発達を促進し、行政庁に対して諮問に応じ、またその利害を代表する公的な機関として、各地域の経済的發展にとって少な

らず重要な役割を演じてきた（1925年の会議所数は76）。その商工会議所の機構改革に関する日本商工会議所の検討は、1937年秋から始まっており<sup>(13)</sup>、1938年11月には、日本経済の発展と国際情勢の変化、とくに日中戦争以降の非常時体化と「長期建設の段階」への移行に対応するという理由から、首相・商工大臣・企画院総裁に対して「商工会議所関係法規の根本的改正に関する建議」を提出した。それは商工会議所を単なる建議諮問機関に止めるのではなく、会議所の権限を強化・拡充し、「総合経済団体」とすることを求めたものであった<sup>(14)</sup>。

この改革案は、商工会議所をこれまでのような中小規模の企業経営者だけでなく、大企業の多い各種の「重要商工業の代表者を網羅する」機構とすること、また日本商工会議所が各地の商工会議所だけでなく、「業種別全国的商工団体」を加え、「経済中枢団体」として整備されることを提起したものである。つまりそれは日本商工会議所を中心とする民間経済機構の構築をめざしていたのである。

## (2) ナチス・ドイツ方式の受容

日本商工会議所の上の機構改革案は会頭伍堂卓雄（1877-1956年）の下で作成された。伍堂は海軍出身で、満州・昭和製鋼初代社長、満鉄理事、鉄道兼商工大臣（1937年林内閣）、農林兼商工大臣（1939年阿部内閣）を歴任した実力者であった<sup>(15)</sup>。経済機構の改革に関してその彼は自らの考えを雑誌論文「経済機構改革の中心問題」（1939年9月）<sup>(16)</sup>の中で次のように記していた。

現今の世界的な戦争危機の中で主要国は、軍備拡張と国家的動員体制の確立のために、経済への国家的な統制を進めつつあり、それは不可避免的に経済機構の変革を必要としている。そのような改革の仕方には「なるべく在来の機構を保存」しながら行うドイツ型と、それを「根本的に変革」するソ連型とがある。

彼は以上のように理解した上で、そのドイツ型について次のように述べた。

「ドイツの統制経済は個人の活動を認めることに於ては自由主義経済時代の長所を残すと共に、全体主義的計画の達成に必要な改革は之を断行してゐるのであつて、即ち指導者原理による在来の経済界の有機的再編成を其の特色とするのである。之を具体的に見るならば、独逸の経済界は各部門別に同業者の職能団体があり、之が各種のカルテルを組織して、主要なる経済市場に対して統制権を有し国家の指導と政策の実現に協力するのである」(傍点は引用者)。

伍堂は、このようにナチス・ドイツの統制経済の特質を、自由主義の長所を残しつつ、全体主義的に改造したものとして捉え、それが指導者原理にもとづく経済界の有機的編成に示されていると考えた。その上で彼は日本はそのドイツから学ぶ必要があるとして次のように主張する。「差当り我国として学ぶべきものがありとしたならば、これは寧ろ独逸であり伊太利であらねばならないのである。殊にその国状に於て、またその経済状態に於て、最もよく似てゐる独逸の経済統制の如きは大いに参考として学ぶ必要があると思はれる」。

ドイツの場合——伍堂は述べる——商工会議所が民間経済団体の中枢機関として政府の行政事務の一部を担当し、その国策の遂行に協力している。それは「統制経済を蘇連の如く徹底して国营制度にすることによつて、個人の創意と責任とを消滅せしむるが如き愚劣なる方法」をとらない。逆に民間の経済団体に対して自由な創意と責任ある活動を行わせ、その上で全体的利益のために統制する目的で、民間経済団体もしくは営業者に国家の産業行政に参画させるのが最も妥当であり、賢明であると考えている、と。

伍堂によれば、こうして日本の場合、必要なことは「あらゆる産業を国営

に統一すると云ふこと」ではなく、「民間の経済活動をして国策の線に副はしむるにある」。そしてその方法は次の通りである。

これまでの経済的な統制においては各種の組合が利用された。その結果商業組合や、工業組合が急激に増加し、その活動範囲も拡張された。しかし国家の総合的経済政策を実行するためには、これらの各種組合以外に何等かの総合的統制の中枢機関が民間にも確立されていることが緊急に要求されている。「幸にして商工会議所なるものは法律第 49 号に基き全国の都市に公的機関として設置されてをり、既に商工業に関するあらゆる事業を行ふと共に、行政庁の諮問に対して答申し、また進んで建議もしてゐるのであるから、刻下の時局に於て此の公的機関が直ちに民間経済団体の中枢機関として統制経済の遂行に協力すべきは当然でなければならないのである」。

以上のように伍堂は、ナチス・ドイツの統制経済体制から学びつつ、商工会議所を軸とする総合的な統制中枢機関の構築を構想した。しかしそれはナチス・ドイツの経済機構編成の方式の一面のみを取り出して構成された。上述したように確かにナチス・ドイツにおいては 1934 年に商工会議所 (Industrie-und Handelskammer) の機構改革が行われ、商工会議所は全ドイツ的な経済機構の有機的編成を担う組織として位置づけられた<sup>(17)</sup>。しかしドイツの場合、商工会議所の機構改革と並んで、経済有机的構成準備法・同施行法 (1934 年) により経済部門・業種別の組織化が実施され、専門的集団 (グループ) 編成がもう一つの、時にはより大きな役割を果たしていた。いわゆる経済会議所 (Wirtschaftskammer) はこの二つの組織系列をもつて構成されていたのである。商工会議所のみ主導的な役割を与える伍堂による日本商工会議所の計画は、ナチス・ドイツの方式の一つの側面をあえて抜き出して構想されたのである。

### (3) 商工省「経済会議所法案（未完稿）」と日本商工会議所の対応

このような中で、商工省は「経済会議所法案（未完稿）」を作成し、日本商工会議所にそれを提示した<sup>(18)</sup>。

商工省の構想は従来の商工会議所に代えて「経済会議所」を設立しようとするものであり、その名称がドイツの *Wirtschaftskammer* の日本語訳と同一であること、また商工会議所以外の団体（部門別・業種別団体）も成員に含まれる可能性を有していたことから、一見「独逸の『有機的な構成』案をそのまま模倣」したかのような印象を当時の人に与えた<sup>(19)</sup>。しかし商工省案は地域（市・町・道府県）の経済的組織化（＝経済会議所）を土台とする機構編成を基本的な原則としていた（この観点は、1937年の吉野商相の「ドイツ・ナチス流」の「産業別・強制組織化案」にも見られたという<sup>(20)</sup>）。

日本商工会議所は、商工省案に対して、1939年3月、「日本経済会議所」の構成に商工会議所とともに「全国的性質を有する産業団体」を加えることを求めた。それは従来の商工会議所中心主義を修正したもので、部門別専門別団体を重視する後述の日本経済連盟会の立場への配慮を意味していた<sup>(21)</sup>。

しかし日本商工会議所の観点はあくまでも地域的な商工会議所が基本にあり、上の修正は、地域的組織重視の商工省案への経済界主流の反対を押さえ、同案の現実化を容易にするというねらいがあったものと考えられる。そして翌1940年2月、同会議所は「経済会議所法案に関する建議」を作成し、商工省に対して上記法案の議会への提出を要請した。しかしそれは結局実現にはいたらず、この後、政府における経済新体制とその中心問題としての機構再編成の構想の中で、商工会議所＝地域的団体を中心とする経済組織化論は、全面的に後退を余儀なくされるのである<sup>(22)</sup>。

### 3. 日本経済連盟会・重要産業統制団体懇談会の機構改革案

商工会議所を基軸とする日本商工会議所の経済機構再編構想に対する反対者は、何よりも日本経済界を主導する日本経済連盟会であった。同会の理事高島誠一の日本商工会議所案への時期尚早論（1939年1月）はその具体的な現われであった<sup>(23)</sup>。だが日本経済連盟会の内部にも状況の変化に対応する動きが始まっていた。長島修氏の研究によれば、同会の時局対策委員会は「産業統制機構改善」に関する緊急意見を決め、「民間経済中央機関」の設置の必要性を提示していた。1940年夏には重要産業統制団体懇談会がつくられ、それに関わる構想が作成された<sup>(24)</sup>。その構想は後述するようにナチス・ドイツの機構改革の影響を強く受けていた。しかしもともと日本の経済界はナチズムやナチスの体制に対して著しく懐疑的ないし批判的であった。そのナチス観にこの間に転換が生じたのである。それでは財界はナチスをこれまでどのように見てきたのだろうか。

#### (1) ナチス体制に関する経済界の分析と評価の転換

##### — 日本工業倶楽部の場合 —

#### (a) 日本工業倶楽部のナチス経済関係調査

ナチス・ドイツの経済機構の改革に関する経済界の関心は早くから見られた。ここでは日本経済連盟会と表裏一体の関係にあった日本工業倶楽部のナチス観について見ることにしよう。

日本工業倶楽部は、当時財界の親睦団体・社交機関として重要な位置を占め<sup>(25)</sup>、日本商工会議所の機構改革案に対して時期尚早論を唱えた日本経済連盟会の理事高島誠一（東京瓦斯社長）が専務理事（後1940年理事長）として活躍していた。

日本工業倶楽部の調査課は、当初から労働問題はじめ内外の経済問題に関して、資料を蒐集し、調査分析を試みるとともに、「経済研究会」を組織して財界人のための講演会を開催してきた。その結果は講演録や調査報告として印刷され、「調査報告書」や「経済研究叢書」あるいは後者の「号外」として会員に配布された<sup>(26)</sup>。ナチス・ドイツの状況分析はそれらの中でもとくに数が多く、経済界のナチス体制への関心が決して小さくなかったことを示していた。

同調査課におけるナチス・ドイツ分析は、ナチスに批判的であったロンドン・エコノミストはじめ、英仏を含めた外国の新聞・雑誌・書物にもとづいて行われ、その成果は、他の調査報告と同様に、「経済研究叢書号外」（以下「号外」）として印刷されて、会員に配布された。調査報告の内容は日本工業倶楽部の内部資料としてばかりでなく、経済人の間に広く共有されたのである。1940年夏までに公にされた「号外」からナチス関係の項目を取り出すと以外の通りである。

「独逸の新労働法」（「号外」14，1934年4月），「ナチス・ドイツの経済的進軍を鳥瞰して」（同16，同年7月），「独逸の経済独裁とシャハト」（同21，同11月），「軍国的経済策の進展——最近に於ける独逸事情——」（同26，1935年3月），「ナチス・ドイツの賢人経済学」（同31，1936年5月），「ヒトラーカスターリンか」（同49，1937年12月），「ヒトラー総統の同盟論策と英国の義足外交」（同54，1938年2月），「独逸合邦まで——其の背景となった独逸経済——」（同56，同4月），「貯蓄・消費・物価——独逸の体験に就いて——」（同57，同5月），「社会保険・租税と購買力吸収問題——独逸の現状に就て——」（同96，1939年8月），「統制経済下の企業利潤——ナチ独逸の実情調査——」（同70，同12月），「信用の切符制度——ヒトラー独逸に失はれた預金の秘密——」（同72，1940年3月），「英独のインフレ防止戦」（同73，同4月），「独逸の戦時統制——個人資本の廃業と社会資本への移行——」

(同 74, 同 8 月)。

以上のうち「ヒトラカスターリンか」から最後の報告までが一冊の書物にまとめられて、日本工業倶楽部調査課著『ヒトラ政治下独逸資本主義の変貌』(実業之日本社, 1940 年 12 月, 以下『独逸資本主義の変貌』)として刊行された。

(b) ナチス経済体制の批判的分析

ナチスの経済機構改革は 1934 年 7 月の「ナチス独逸の経済的進軍を鳥瞰して」において検討されている。112 頁に及ぶこの調査報告の前半は、ナチス・ドイツの農業政策, 後半は産業統制の分析にあてられており, 商工業の機構改革は 1934 年 2 月のドイツ経済有機的構成準備法を中心とする後半の叙述において分析されている。

その中で同法(全 5 条)の内容, 経済団体(Wirtschaftsverband, 調査課課では経済連盟), 12 部門(工業は 1~7 部門)編成, その指導者, カルテルや商工会議所の併存, 第 7 部門・ビール醸造業の事例, 失業救済の目的などが説明される。同法は産業団体の設立・解散, 団体規約の制定, 指導者の任命・解任などを経済大臣の権限としているが, 他方で産業団体の自治が認められ, 実業家の独立の尊重が謳われていて, ナチスの独裁主義と一致しないとし, その裏の理由として失業問題の解決があるからではないかと推論する。

他方事業家のイニシアチヴの範囲は殆どないという「エコノミスト」誌の記事に関連させながら, 調査報告は「ドイツ産業指導部」の人的側面について, ナチスの経済観・国家観の強制と指導者原理の役割を重視し, それが企業家の教育(「親爺教育」と「青年教育」)の強化と結びついていると述べる(74/5 頁)。

「新法の公布」にあたって, 繰返された言葉は — 同調査報告は指摘す



る——健全にして秩序ある (gesund und geordnet) 競争, 忠実にして適正なる (loyal und anständig) 競争であつた。ナチスは祖国第一主義, 全体の福祉第一主義であるから, 産業組織法の認める自由競争はこれらの主義に照して健全かつ秩序ある競争, 忠実にして適正なる競争でなければならない。換言すれば, 将来の産業界の競争は, ドイツ全国民の利益のため, 祖国ドイツの福祉を目標としなければならないのであるが, この理想を如何にして実現にするかということになると, その力とするところは, 産業界の一般的「親爺教育」のほかに指導者の強権である。ナチスの産業革命が成就するかどうかは, 彼の信条たる「指導者原理」なるものが実際の運用に堪へるか, あるいは一場の空想に終るかということにある, と。

ナチスの特徴づける指導者原理は「産業指導者」を同業者の代表機関とすると同時に, それ以上に政府の機関たらしめようとしており, 彼らが「政府と同業者との板挟み」になるのではないかと予想している。また「指導者」は, 「国家第一主義」, 「社会公共の利益」のために自己の利益をも犠牲にしなければならず, 「現代資本主義の實際上からは奇蹟に類することをも実行せねばならぬ」とその実現性に疑問を投げかけている。ライヒスバンク総裁シャハトが指導者原理の資本市場への適用を拒否したり, 株式会社におけるこの原理の破綻はその事例だ, と調査報告は記している。

同報告は, 「エコノミスト」誌その他によりつつ, ナチス党内の抗争と左派の後退, シャハトの台頭を紹介し, その中でヒトラーがやれることは「株式配当の制限と労働賃金の引下げ」という「穏健中正」な政策ぐらいだろうと結ぶ。

調査課は, ついで「独逸の経済独裁シャハト」で経済相シャハト主導による成果とその矛盾を分析する。

報告書の「凡例」は次のように記している。

### 日本経済界の経済組織化構想とナチス経済思想

「ナチスがドイツの政権を握つて茲に満二年、所謂国民社会主義綱領に基く諸種の経済政策は次々と実施された。是等の諸政策は経済独裁官の称ある経済相シャハトの指導に依るものであるが、独逸の経済困難が深まれば深まる程、シャハトの独裁はヒットラーの夫をも凌駕せんとする傾向にある。併し、シャハトの利己的機会主義とナチスの内部に包蔵する経済的浪漫主義とは漸く其の矛盾を具現化し、其の前途に幾多の難問題を惹起しつつある」。

報告者は「ドイツ政府が経済の全機構を已に統制してゐる」というエコノミスト誌の認識を紹介しつつ、それがナチスの観念にもとづくものではなく、「原料危機、輸入為替危機に基く必至」によるものと捉えている。経済相シュミットによる産業統制強化、産業部門における新設・拡張の禁止に対する経済界の反撥と、シュミットの後任シャハトへの財界の期待を伝えた後、最後に報告は「ナチス経済政策の矛盾」としてこうして述べる。

「元来、ナチスの経済政策はローマンチシズムに色どられて居り、其の蔭には矛盾を蔵してゐるとさへ言はれる。例へば産業資本に対するナチスの態度がそうである。ナチスの国民社会主義的綱領は、産業資本に疑惑の念を起こさしめるが、その反共産主義は都市労働者をして不快ならしめ、反動的に大産業に対して好意の眼を向けさせる結果となることがある。／此の如きナチスの自家憧憬は、其の経済政策を頗る朦朧なるものにして終ふ」。

最後にこの報告書は次のように結論づけている。「それにしてもドイツの興亡がナチスの手にある時、ナチスの経済政策に上述の如き矛盾あるを考へれば、不幸にもドイツ国民は将来尚苦難を続く可く余儀なくされるのではな

からうか」。

1935年の春に配布された調査報告「軍国的経済策の進展」は100頁に及ぶナチス・ドイツの事情分析で、ドイツ経済の軍事化とその矛盾を明らかにしている。

「今日の独逸はナチスの独逸から独逸のナチスへの転化とも言へるし、又ナチスの独逸から独逸人の独逸への転化の苦悩とも見る事が出来る」。この転化運動は経済的に、政治的に、文化的にあるいはさらに武力的方面にまで進展しつつある。もしこの運動が成功するとすれば、これまでナチスを笑いヒトラーを笑うことのできた欧州諸国も、真底からドイツ民族を恐れずにはいられなくなるであろう。否今日既に欧州諸国は総掛りでドイツの盛り上つて来る力を押へている現状である。ドイツ民族は経済方面においてはすでに国内景気の振興策に一応成功はしたが、そのためにとつた政府の龐大な支出と、信用インフレーション、また軍国的経済策は、貿易戦線に大破綻を招くにいたつた。「独逸は今後如何にして此方面を調整するであらうか」。

報告書は一方では国内経済の回復を指摘しつつ、食料自給政策、政府支出による国内市場振興政策、代用原料政策などによる高物価と輸出不振、物価監督長官ゲルデラーの任命、等を伝え、その中でナチスと旧勢力の抗争と妥協が進展していると述べている。経済組織については1934年2月の法律の実施法（同11月）による経済会議所と帝国経済会議所について紹介している。

軍需工業の強化と消費財産業＝消費者への圧迫、両者の矛盾、「畸型的経済機構」の問題性は1936年5月の分析（「ナチス・ドイツの賢人経済学」）でより具体的に説明されている。

日本工業倶楽部のナチス・ドイツ分析の観点は以上のようにナチス的体制の現状とその矛盾や畸型性、内外摩擦などの問題性の解明に重点が置かれていた。

(c) ナチス認識の転換

日本工業倶楽部調査課のナチス認識はこのように一貫して懐疑的であり、批判的であった。そのような姿勢は、経済新体制が問題となる1940年の調査報告においても変わらずに見られたが、同時にこの時期になると論調に少しずつ変化が生じるようになっていた。「個人資本の廃案と社会的資本への移行」を掲げた同年8月の調査報告（経済研究叢書号外，74）は、このタイトルが最新のナチス的スローガンであると述べ、ロンドン・エコノミスト（1940年5月4日）によるドイツ戦時経済下の個人資本主義の解体と国家的統制の強化に関する記事を要約的に紹介しつつ、「経済統制の諸機関」についてまず次のような特徴を描き出している。

- ① 第二次大戦開戦前のナチスは経済会議所（Wirtschaftskammer）や経済団体（Wirtschaftsgruppe＝業態別団体）にかなり広汎な自治を認めていた。この産業自治統制は、日本人見学者に日本の官僚統制と異なるプラスのイメージを与えた。
- ② ナチスは開戦後も民間機関を活用しているが、戦時下の統制強化によってこれら民間団体の自治権限は縮小され、多分に政府の機関化したように見える。これは「統制の中央集権化の数歩前進」を意味する。
- ③ これまでの貿易・為替管理機関を強化して経済統制局が設置され、計画経済の中枢部としての中央機関「帝国経済局」（Wirtschaftsamt, Reichsstelle）が生産力・労働力・在庫高・受注高等の数字を握り、「地方経済局」（Bezirkswirtschaftsamt）を通じて注文を発する仕組みができた。それとともにナチス創設の経済会議所・経済団体・手工業団体・商工会議所は自治権を失った。
- ④ 軍需中心の重点主義が強化され、中小工業が不利益を蒙りつつあり、また軍需相トートの下で平和産業部門の工場閉鎖が進んでいる。産業統制は原料・為替管理をこえて、生産の調整・禁止、投資の統制、さ

らに投資等の基金の産業への割当て醸出にまで進んでいる。投資基金の統制は業界が自ら醸出した基金で、投資資金、物価統制の補償金、輸出補助金、閉鎖企業への補償金をまかなうという「一種変態の産業自治」にもとづいて行われている。

しかし上記の報告は、同時に次の点に大きな注意を向けていた。経済局による国家的統制が全産業一律ではなく、産業ごとに団体組織や伝統を考慮して実施されている点である。たとえば生産統制の場合、カルテルや業種別経済団体（グループ）を通じて行われ、繊維工業では原料配給や工場閉鎖もグループを通じて実施されている。

こうして報告者は、ナチス・ドイツにおける国家的統制の強化と同時に、経済団体の自治的活動の継続を重視し、次のように結論づけている<sup>(27)</sup>。「右の如く、統制方法に各種各様の態様はあるが、狙ふ所は国家直接の生産統制である。但し、統制の結果民間の企業心を萎縮させぬこと、而して其れに必要な産業人の創意発揮の余地を残すことに意を用ひ、同時に官僚干渉の減少する点に工夫が凝らされてゐる」。

#### (d) 積極的な評価へ

日本工業倶楽部調査課は、上述したようにこれまでの調査報告を編集して、『独逸資本主義の変貌』として出版した。同書冒頭には「序説」（1940年11月付）が付せられ、そこではドイツ資本主義の「変貌」が強調され、1939年4月『経済と統計』（Wirtschaft und Statistik）の文章をわざわざ引用しつつ「ナチスの真骨頂」が説明される<sup>(28)</sup>。ナチス経済体制は、今や批判の対象としてではなく、財界人の注目すべき事例として描き出されるようになった。その『経済と統計』の文章はこうであった。

「我々は自由主義的・個人主義に代ふるに国民共同体に対する信念を

以てした。経済至上主義を排して国民生存の必要を強調した。個人の恣意なる利潤追及に対して『公益は私益に先だつ』の大原則を置き、自由競争の代りに『不景気免疫の統制経済』を置き換へた。自由主義経済学が自然法則上の必然現象と諦めてゐた失業問題に対して我々は『各人に労働の権利あり』と宣言した。更に、金融経済に立脚せる経済政策をば、労働と生産を基調とする経済政策に改訂した」。

『独逸資本主義の変貌』の「序説」はこれを次のように要約している。

- a. 国民共同体の観念（自由主義・個人主義廃棄）
- b. 公益優先（恣意的の利潤追及を不許）
- c. 不景気免疫の統制経済樹立（自由競争を廃棄）
- d. 各人に労働の権利ありと宣言す（失業を不可避必然の現象と認めず）
- e. 金融資本を王座より追ふ
- f. 生産と労働に王座を興ふ
- g. 経済至上主義の否認

その中で「公益優先」はナチズムの最重要命題であつた。同書はそれを今や日本的な「滅私奉公」に結びつけた。

「みくにふりとしては、滅私奉公といふもつと力強い良い言葉がある。卒然これをみれば何の他奇なき、寧ろ東洋道德の響きさへも漂ふところの『公益優先』である。『公益優先』……二宮尊徳筆とあつても不思議でなく、貝原益軒の××訓に発見されても仔細ない公益優先の文字だ。日本からドイツへ輸入したのではなか、と疑つてみたくなる程の『公益優先』がヒトラ独逸で特異の働きを発揮したのは、公益優先の原理がナチスの一連の指導原理と結合し、従来の自由主義的資本主義の変質過程に大影響を及ぼしたからである。現にわが国の新体制運動に於ても経済統

制の指導原理として頻りに反覆されてゐる。二十年前、ナチス綱領第二十四条に於てユダヤ的・唯物的精神を排撃し、当の指導精神として『公益は私益に先立つ』（或は公利は私利に先立つとしてもよからう）と書き記して以来のことであらうが、殊に八年以前ナチスが天下を取つて以来『公益優先』原理の宣伝は実に徹底してゐる。ナチス労働法を始め各種の立法や解説書、ナチ宣伝文献、等々、随所随時に Gemeinutz geht vor Eigennutz に衝突する。——中略——今次独仏戦争は公益優先のナチ統制経済と、自由・平等・友愛のフランス経済の決戦でもあった。そして、公益優先が完勝した」。

日本工業倶楽部調査課は、今やナチス体制の「畸型性」や矛盾ではなく、その積極的な成果に対して関心を移行させた。『独逸資本主義の変貌』は、これまで重視してきたロンドン・エコノミストの論調も、ナチス経済崩壊の必然論からナチス経済模範論へと変わったことを紹介する。同書は日本の「当面の問題」の一つ、「利潤統制」に関して、ナチスの政策を取り上げ、それを次のように要約し、積極的に評価する<sup>(29)</sup>。

「初期ナチス政府の政策に以上の傾向が強く現はれ、其後好景気持続し秩序確立すると共に、企業に対しては一定の利潤を保証するが法外の大きな利潤は許さぬとの傾向を強化した。ドイツの統制が(イ)財界を救済する政治として開始されたこと、(ロ)投資の危険は国家自ら之を負担、実行し、五年間余財界は投資に苦勞することなく、遊休設備の相次ぐ活動によつて多大の利潤を挙げ得たことは特に注意さるべきだ。日本の生産拡充が民間企業の危険と責任に於て実行されることは、ナチスが危険なる投資方面を国家自ら担当した事実（中略）と好対照をなしてゐる。ナチスの公益優先・利益優先・利潤統制にはナチス式万年景気（所謂、不

## 日本経済界の経済組織化構想とナチス経済思想

景気免疫の統制経済、E章参照)の危険保証が附いてゐるのであつて、ナチ政府の如き危険保証をしない諸国家〔日本のこと—引用者〕の利潤統制とはまた異なる一面があることを忘れてはならぬ」(傍点は引用者)。

以上のように日本工業倶楽部のナチス認識は大きく転換した。それは経済界が直面する経済新体制問題と密接に関連していた。日本の財界は、企画院・革新官僚らの新体制構想に対する論拠として、ナチス・ドイツの統制政策を引き合いに出して、それに対抗しようとしたのである。次の文章はそのことを明白に示している。

「實際、ナチス獨逸の統制が成功した一原因として、金融業も工業界も世界恐慌に打ちひしがれたあと、政府の手で救済された事實を忘れてはならぬ。そのあとを享けてのナチスの統制である。此點は米ルーズヴェルト大統領のニュー・ディール政治と揆を一にし、日本とは全然事情を異にしてゐる。企業を株主資本から獨立させるといふやうなことが、最近の日本でも主張されるやうだし、其他いろいろとナチス張りの流行ではあるが、言はずゼロから振出したナチス獨逸の財界である。金融・事業界への救済政治と併行した経済統制と、救済政治の段階を缺く日本と統制とでは、其間實行の難易に格段の相違があることを想ふべきであるまいか」。

### (2) 民間経済新体制要綱(参考案)の機構改革構想

親睦団体・社交機関としての日本工業倶楽部と密接に係る日本経済連盟会は、日本の経済界を代表する最重要組織であった。この連盟会の時局対策委員会は、上述のように、1940年になると「民間経済中央機関」の設置の必要性を提示し、これを受けて重要産業統制団体懇談会が作られ(8月)、



平生夙三郎や事務長の帆足計らの主導の下で、「民間経済新体制要綱（参考案）」が作成された（9月13日）<sup>(30)</sup>。

同案は経済新体制の基本原則として、①高度国防経済の建設を目標とし、国家意識をもって「公益優先の原則」に立ち、「自発且つ自律的」に、「官民一体」となって経済国家の自律・遂行に進む体制を備えること、②国民経済の生産から消費にいたる各過程の組織化・法制化により「上意下達、下位上達」の原則にもとづいて産業計画の樹立・運用を容易にすること、③生産を本位とし、営利偏重の弊を除くこと、産業別業種別団体の公益的性格を育成すること、④民間経済団体の創意と責任により、行政官庁と協力すること、をあげた。

一方での公益優先の原則と営利偏重への批判、他方での企業家の自発性・自律性の重視、そしてそれにもとづく国家的協力という観点は、まさにナチス・ドイツの政策原理と軌を一にするものであり、ナチズムの強い影響を看取することができる。さらに「高度国防経済の建設」という国家的な産業計画の要請と、他方での企業経営者の自発性・自律性ないし創意・責任との二つの原理を媒介し、公益優先原理にもとづく官民協力を現実化する機構として、民間経済団体の役割に注目し、とくに産業別業種別団体を重視した点は、まさに1934年のドイツ経済有機的構成準備法と一致する。

こうして民間経済新体制要綱（参考案）の後半で「新体制の民間経済組織要綱」の具体的な構想が展開される。

最上位の組織として全日本産業連盟が計画される。それは全国鉱工業中央会はじめ、金融・交通運輸・貿易・商業・農林の6経済部門と中小企業及び経済会議所のそれぞれの全国中央会より構成される。鉱工業中央会は産業別・業種別団体に分けられ、全国経済会議所中央会は地区別（ブロック）等の地域の会議所から成る。つまり機構編成の中心は産業別・業種別団体構成をとる鉱工業を柱とする経済部門別の組織であり、地域的組織としての商工会議

所（経済会議所）は、中小企業の場合と同様いわば傍流的に位置づけられている。

全国経済団体の理事長・理事は「指導者」とされ、理事は団体の推薦、会長指名で、理事長は理事の中から会長指名、政府認可という形で選ばれる。そして上級団体から下級団体にいたるまで「可及的に指導者原理」が加味された。

さらに全日本産業連盟と産業報国団（労働者団体）及び消費者団体との間には連絡協議会が設けられた。

以上の編成はナチス・ドイツの有機的経済機構と多くの点で共通している。ドイツでは、農林業と、中小企業の一部の「手工業」はライヒの上部全国組織ライヒ経済会議所を構成するが、しかし他の経済部門とは異なる特別の位置を与えられていたが、上記案では鉱工業を中心とする経済部門の次に置かれている。この点を別とすれば、経済部門別産業・業種別団体の編成原理はドイツと共通し、「指導者原理」なる用語の使用から推察して、ナチス・ドイツの経済団体の全国的編成の様式をモデルにしたことは間違いのないといっ  
てよいだろう。

### (3) 重産懇事務長帆足計とナチズム

「民間経済新体制要綱（案）」の原案の作成に携わったのは帆足計（書記長）であった。堀越禎三編『経済団体連合会前史』<sup>(31)</sup>はこの間の事情を次のように記している。

「むしろ、民間経済新体制の樹立こそが会設立の最大の目的であったと言えよう。したがって重産懇〔重要産業統制団体懇談会〕は成立と同時に、いや成立以前から、経済新体制に対する財界の世論を統一して、政府の経済新体制案にそれを反映させる努力を怠らなかった。発会式の

あった15年〔1940年〕8月29日に開かれた第1回常務委員会の席上に早くも帆足〔計〕書記長起草の『民間経済新体制要綱（案）』が提出された。（中略）かくて、9月3日の第2回常務委員会では小委員会を設けて右帆足書記長案を検討せしめることとした」。

小委員会は、9月4～6日に原案を討議し、その結果を9月14日の第3回常務委員会に答申し、常務委員会はさらに案文調整を経た『民間経済新体制要綱（参考案）』を9月13日の第2回総会に提案した。第2回総会はこれを採択したが、取扱いには慎重を期して、ただちにこれを建議することなく、各委員が分担して経済界の各方面に提示し、その同意と協力とを得たうえで、財界一致の要望として政府に建議することとした。

以上のように財界の「民間経済新体制要綱（案）」の作成に際して、重産懇の書記長となった帆足計は著しく重要な役割を果たした。その帆足は自著『統制会の理論と実際』（1941年）で「組織機構」の重要性について日本の特殊性を考慮に入れることを条件にしつつ次のように述べた。「今このような観点から経済新体制下におけるわが国民経済機構の再編成について考察すると、われわれはナチス・ドイツの統制経済機構に学ぶべき多くのものをもつ」と。

彼は「経済統制の二つの方式」として①国策会社の設立や統制団体の役員官選、細部にわたる官庁干渉等がみられる民有官営方式と、②国家は統制の大綱を握るだけで、その実行は極力民間の創意を活用し、業者の自律的な責任に訴え、その組織的な協力を得て、戦時統制経済の道を切り拓いてゆく方法、とを区別した。

帆足は後者の方式を選択し、とくにナチス・ドイツの実態に注目する<sup>(32)</sup>。

「殊にナチスはこの統制方式を、もつとも巧妙に駆使活用し、またた

#### 日本経済界の経済組織化構想とナチス経済思想

くまに世界を震駭すべき戦時産業動員をなし遂げた。ナチスはこの統制方式を所謂『計画経済』と区別して『経済指導』といふ名をもつて呼んでいる」。

彼はナチス的方式が「計画経済」ではなく「経済指導」と呼ばれていることに注目する。そのナチスの「経済指導」についてこう説明する。

「このナチスのいふ『経済指導』といふ意味は、自由経済の長所であるところの、溢るばかりの個人の創意、そして如何なる困難をも突破してゆかうとする実業家の工夫心、発明心といったやうなものを極度に活用し、みだりに官庁がこれに干渉を加へることなく、政府は大局的見地から国民経済を合理的な軌道に向つて指導してゆかうとするものである」。

以上からわかるように帆足計は、ナチス・ドイツの国家的な「経済指導」とその方式を積極的に評価し、財界の新体制構想の基本的な原理としたのである。彼が原案を作成した「民間経済新体制要綱（案）」がナチス的であったのは当然であった。

#### (4) 日本経済連盟会の革新派と主流派

しかし帆足計の当初の構想は日本経済連盟会の主流派＝守旧派の考えと対立した。彼の観点は企画院・革新官僚のそれに近かったからである。そして彼はこの間秘かに企画院の革新官僚と連絡をとっていた。1940年9月16日付（と推定される）企画院・美濃部洋次宛の手紙<sup>(33)</sup>がこのことを示しているので紹介しよう。先ず「美濃部学兄」と宛名の書かれた表書きはこうである。

「拝啓

同封書面旅行先きにて認めましたので乱文意をつくしませんが、当方の情勢御報告の意味を以て同封申し上げます。

何れ万事は御拝眉の上にて

十六日朝

敬具」

本文は以下のような内容である。

「冠省

何かとの取紛れ御無沙汰いたし居ります。其後当方の情勢は新聞の報ずる如くであります。先般、旧指導者達との間に二、三の摩擦を招来したる外は、根本的には重要産業各方面の支持をうけ、漸く財界啓蒙の第一歩をふみだしたといふところです。しかして、旧体制の連中は、時運非なりとみるや、数日前より態度を一変し、『重要産業統制団体懇談会原案』を支持に転じ、他方同案の内容、意義は之を検討せずして、原案上もられたる革新合理的要素は、これをその萌芽において蹂躪し、——その形骸のみを支持し、之を看板として、札附の旧体制連中、並時局便乗者を糾合せんとしつつあります。（彼等は滑稽にも、新体制とは団体連合会を造って、集まりさへすればよいと思つてゐるものやうです）。之が対策としましては、

- ①平生副会長に訴へて、「人物刷新」の附帯決議を提出したること
- ②今後の運動は、当分の間新体制に関する蒙者への啓蒙運動に留め、組織的活動、並、旧体制的人物の結集は之を抑制することに全力を注ぐこと、
- ③一日も早く、中央政治指導部の結集、並にその強力なる指導後援を要請すること。

日本経済界の経済組織化構想とナチス経済思想

以上三つの方針を以て、極力、孤軍奮闘いたし居ります。

然し乍ら、革新的政治指導部の結集に先だち札附旧体制連中の策動は、(その一部は主観的善意を以て、他の一部は、最悪の反動的意識を以て) 今後いよいよ劇しくなることと思ひます。特に、高島⇔井坂氏(←傍流八田)の線が一番危険に思ひます。

平生副会長は全く小生等の線を諒解、善意的支持を示され、郷会長も大体同一方向にあるも、高島=井坂氏等が会長を牽制し、時には、激しい妨害を示し居ります。

右の次第故、何卒一日も早く新体制『中央指導部』を確立し(国民組織(国民運動)としての経済再編成は、中央指導部に花をもたせ、官庁は緊密に之をバックするが適当と考へられます)、革新気鋭の実践者を糾合し、強力に、経済再編成運動をリードすることが急務だと思ひます。

現下財界の動きを以て、一様に、財界自己防衛運動となすは固より全く公式的見解であります。ただその中における新しきものへの萌芽と、旧き便乗的分子の妨害と、その中間の動揺→啓蒙の過程、それらを細心に嗅ぎ分け、認識し、強力な指導、組織活動を準備することが急務であると思ひます。

いろいろとりまぎれ、学兄に御目にかかる機を失し居りますため、深憂のあまり、一筆したためました。敬具

(審議室の諸兄にも右情勢御報告被下れ強き御協力御教導切望申上げます) 日曜深更

帆足計

美濃部洋次様(ただし強調符号は原文)

この手紙は、経済新体制のあり方をめぐって、日本経済連盟会の中に平生鈆三郎(鉄鋼連盟会長)や重要産業の一部の「革新的」な流れとそれに対す

る、高島誠一（事務局主事）と井坂孝（横浜火災保険社長）らの主流派の抵抗的勢力が存在したこと、後者の観点は、「革新の合理的要素」を排除して、もっぱら「団体連合会」の結成という組織面の改革に限定すること、そして帆足の原案の「革新的」部分はすでに「要綱（参考案）」で骨抜きにされ、上記「要綱（参考案）」は帆足にとっては「形骸」に止まるというのである。

それでは帆足の原案にあり、旧体制派により「蹂躪」されたという「革新の合理的要素」とは何であったか。上の書簡で帆足は一日も早い新体制「中央指導部」の確立を要請している。その新体制「中央指導部」について述べその結成を「経済新体制実現の手順」の第一の急務として求めた帆足計の名前による文書「民間経済新体制組織要綱（私案）」が国策研究会文書に残されている<sup>(34)</sup>。

この文書は民間人の文書であるにも拘らず、例外的に「極秘」の印が押されている。当事者（美濃部ら）にはその内容はもちろん、恐らく帆足との関係それ自体を秘す意図があったものと思われる。この文書は日付を欠いているが、上記手紙の文面（新体制「中央指部」の指摘）との関係から先の「参考案」の前後に提出されたものと思われる。帆足のこの「民間経済新体制組織要綱（私案）」は、「第一、経済新体制の基本原則」、「第二、創設すべき民間経済統制組織の要綱」、「第三、経済新体制実現の手順」から構成されている。

この「私案」の第一と第二とが「要綱（参考案）」に対応する。そのうち「私案」にあって「参考案」にない文言が帆足のいう「革新の合理的要素」と考えられるが、それは「経済新体制の基本原則」の三にある経営の刷新、株主資本による利潤追求萬能の抑制と経営指導者の積極的な役割に関するものであった。株主資本の抑制と経営指導者の役割は、昭和研究会や革新官僚のそれと共通し、それが除外されたのである。「私案」の第一（三）の文言を示すと次の通りである。

「(三) 生産増強を本位とし、その基礎的単位たる経営の刷新に重点を置き、企業の合理化能率の増進に全努力を集中すべき体制を整ふること。このためには、株主資本の立場よりする利潤追求萬能の弊を抑制し、経営指導者をしてその創意と責任の下に、右舐左顧することなく、敢然と国家的立場よりする生産増強並に経営指導に精進せしめ、又産業界全体として経営能率、生産技術の向上を図るべきの体制を確保すること（〔カッコ内省略〕）」。 (傍点は引用者)

### 「おわりに」にかえて — 財界の「意見書」とナチズム —

1940年11月21日付の日本経済連盟会の「日本経済新組織に関する意見」はそのような経緯の中で登場する<sup>(35)</sup>。この「意見」の重要な特徴点は次の通りである。①「新組織」は単なる自発的な組織でなく、法的基礎を有する民間最高経済会議と、②その下に国民経済の全領域にわたる経済会組織を設けること、③それにより政府の経済計画の立案に協力すること、④下位の産業別、業種別団体に対して政府指導の下に経済統制を実行させること、を認めた点である。まさに「官民一体」・「官民経済新体制」が提起されているのである。

この「意見」は「民間経済新組織」に関する見解であって、「経済新体制」の原則をも盛りこんだ9月の「民間経済新体制要綱（参考案）」とは区別され、公益優先や営利偏重批判などの「基本原則」を欠いている。「民間経済機構」（名称は変更）の部分のみが提示されたのである<sup>(36)</sup>。日経連主流はむしろ経済新体制を組織＝機構改革に限定し、それを「官民経済新体制」の中心に置こうとしたのである。法的基礎をもった、国民経済の全領域にわたる経済総合組織が提案され、これまでの「自治統制」に代って、「官民一体」が強調され、下位の産業別・業種別の団体に対する国家的統制の仲介を実践



するという方向性が打ち出された。しかも、「各経済団体内部の統制」については、指導者原理の言葉は用いられていないが、「会長又は理事長の衆議統制」とし、「構成員の多数決制」を排除し、全体主義的な原理が採用された。ナチス・ドイツの方式はここでもモデルとなっていた。

経済新体制問題が大詰めを迎えた40年12月初め、財界七団体は「経済新体制に関する意見書」を作成し、近衛首相に手交した<sup>(37)</sup>。経済界が経済新体制について最も重視した問題は営利原則の確保にあった。「意見書」は、まさにこの最大の課題に関してナチス・ドイツの方式に注目し、それを財界の主張を支える事例として明記した。すなわち「意見書」は「第二 国家目的に合致する範囲内に於て利潤思想を是認すること」において主張する。

「故に独逸の如く 営利心を排撃せずして 之が純化を唱道し 企業経営の目標が国家目的に背馳せざる 正常の利潤あるに於ては如何なる高率の利潤ならむも 国家とて寧ろ之を奨励すべきものに非ずやと信ず」（傍点は引用者）。

さらに日本経済連盟会ほか経済9団体は、1941年1月に「経済新体制実施に関する意見書」を作成、提出した。そこにおいてもナチス・ドイツの事例が引き合いに出された。

すなわち「実施に関する意見書」は「生産拡充」の重要性を指摘して次のように強調する。

「時局突破及高度国防国家建設の爲め経済人の尽くすべき職分奉公の道は、主として生産拡充の一点に集中すと云ふも過言に非ず。政府に於ても之に対応し特に左記諸点に付十分の考慮あらむことを希望す。一、利潤は国家経済に於ける生々発展の根源にして、濫に之を規制するとき

は之が為に生産拡充の展開を著しく阻害するの結果に至るを免れず。吾人の今日利潤問題に対して主張を為す所以のものは所謂『利潤の処分』により敢て個人的利益の増大を期せむとするに非ずして、実に利潤そのものが国家生産力構成の要素たることを信ずるを以てなり。此の意味に於て最近独逸が企業利潤に対して施設する所に鑑み、生産拡充資金の自己調達、戦時企業の危険性、大小の新規事業育成に伴ふ冒険性、戦後に於ける対外競争力蓄積等の諸点を考慮し、適正利潤に相当高度の弾力性を有せしめるの必要あり」(傍点は引用者)。

「最近独逸が利潤に対して施設せる所」は、上述した日本工業倶楽部の『独逸資本主義の変貌』の「序説」の結論に見事に対応している。公益優先原則と指導者原理と一体となった、営利原則に立脚した経済機構改革——経済新体制の構想にあたって日本経済連盟会をはじめとする日本の経済界はナチス・ドイツの機構改造からその基本的な原理を受容したのである。

《注》

- (1) 国防経済体制ないし高度国防経済体制とも呼称された。人的・物的な国家的動員とその準備を目的とする国家総動員法(1938年)は、その基準法となった。それらの計画や構想については、拙著『戦前・戦時日本の経済思想とナチズム』岩波書店(2008年2月刊行予定)IVを参照されたい。
- (2) 欧米の事例については、W. Grant/J. Nekkers/F. von Waaden (ed.), *Organizing Business for War. Corporatist Economic Organization during the Second World War*, New York/Oxford, 1991.
- (3) 経済新体制とその後の経緯については、中村隆英・原朗「『経済新体制』」日本政治学会編『「近衛新体制」の研究』(年報政治学1972)岩波書店、1973年。
- (4) 拙稿「ナチス・ドイツにおける商工会議所の改造——地域経済のナチス的編成——」『政経論叢』第75巻5・6号、2007年3月。
- (5) この試案の内容については、拙稿「戦前・戦時日本の統制的経済体制とナチス的方式の受容」(刊行予定)で要約した。

- (6) 酒井三郎著『昭和研究会』(中公文庫), 中央公論社, 1992年, 20頁ほか。
- (7) 三浦鏡太郎については, 松尾尊兌編集・解説『三浦鏡太郎論説集・大日本主義か小日本主義か』東洋経済新報社, 1995年(以下『論説集』)参照。また『経済倶楽部50年(上・下)』経済倶楽部, 1981年。
- (8) その会合の名前は記されていない。三浦は同年2月に「支那事変処理の方針」について板橋菊松主宰の「新経済体制協会」で講演を行っているが(上記『論説集』338頁)あるいはこの会合か, それとも昭和研究会か。なお, 上記『論説集』には, この書物の内容は含まれていないが, 松尾氏は同「解説・三浦鏡太郎小論」(423頁)でその論旨の特徴を次のように記している。「『新経済体制の理論と試案』は一見統制経済に便乗しこれを補強するの論のようにみえるが, 実は戦争指導者の意図する経済体制とは基本的に相容れぬ構図を描くものであった。第一に, 三浦試案は自由主義経済を基調とし, その欠陥部分を統制機構で補強する構想である。営利心は社会的に有害でないかぎり尊重し発揮せしめねばならないとされる。第二に, 価格(賃金もふくめ)統制を主義としてみとめるが, それはあくまで国民生活の安定のためである。主要食料の専売と住宅の安価供給が強調される。第三に, 統制の主体を産業団体におき官僚統制を排する。彼は自治組織たる産業団体によって, 政治上の立憲組織責任内閣制と同様の, 産業立憲主義が行なわれ, これによって自由主義経済の欠陥を救うことを期待する。第四に, 労働組合が産業団体と協議関係を結び, 労働者の利害を『正当且つ遺憾なく』代表する仕組みをつくることの必要不可欠性を強調する。自由主義経済の長所を維持しつつ, 大胆にこれを修正するという方針は, 後述する戦後の経済民主化論に直結, 発展する」。三浦の新経済体制論の中心は, 産業団体の組織化と公的機関化にあった。松尾氏の上記の第三の特徴がそれに該当するが, 氏は三浦の構想が産業団体の公的機関化, その強制的組織化にあった点に言及していない。筆者はこの点にナチス・ドイツの組織化との共通性を見ている。
- (9) 『新経済体制の理論と試案』27頁以下。
- (10) 同上, 44頁以下。
- (11) このことを高く評価したのが, 風早八十二「日本産業機構の再編成」『科学主義工業』第3巻2-5号(1939年7月-10月)である。風早の立論については, 拙稿「大戦前日本の経済学者の日独比較論」『政経論叢』第73巻1・2号, 2004年, 前掲拙著(印刷中)Ⅶ, 参照。
- (12) 笠信太郎著『日本経済の再編成』中央公論社, 1939年, 159頁以下。
- (13) 須永徳武「商工会議所の機構改革と商工経済会の活動」柳沢遊・木村健二編著『戦時下アジアの日本経済団体』日本経済評論社, 2004年, 27頁以下。

### 日本経済界の経済組織化構想とナチス経済思想

- (14) 日本商工会議所『経済月報』第10巻12号, 1938年12月, 10頁, 97頁, 須永, 前掲論文, 27頁以下。
- (15) 伍堂の商工会議所会頭就任については, 松浦正孝著『財界の政治経済史』東京大学出版会, 2002年, 106頁以下, 207頁。
- (16) 伍堂卓雄「経済機構改革の中心問題」『経済情報・政経篇』1939年9月, 74頁以下。
- (17) 前掲拙稿「ナチス・ドイツにおける商工会議所の改造」。
- (18) 木村増太郎「経済団体の中枢機関問題」『科学主義工業』第2巻11号, 1939年4月, 29頁以下。『経済月報』第12巻3号, 1940年3月, 50頁。
- (19) 大野信三「経済団体の再編成と同業組合」『商工経済』第7巻3号, 1939年3月, 須永, 前掲論文, 28頁をも参照。
- (20) 小島精一「経済団体の全面的改組を論ず」『商工経済』第7巻2号, 1939年2月。
- (21) 『経済月報』第11巻3号, 1939年3月。この修正案はナチス・ドイツ的方式への接近を意味する。ナチス方式に関する商工会議所の検討はすでに早くから試みられていた。東京商工会議所『各国統制経済に関する調査・第3巻独逸商工経済の団体機構統制』『商工調査』第65号, 第3巻, 1936年9月(「序」によると本調査は小穴毅が担当した)。
- (22) 須永, 前掲論文, 30頁以下。
- (23) 小島, 前掲稿。
- (24) 長島修著『日本戦時鉄鋼統制成立史』法律文化社, 1986年, 第6章, 第2節, 参照。
- (25) 松浦, 前掲書, 92頁以下。
- (26) 中村元督編『日本工業倶楽部二五年史』1943年, 附録57頁以下。
- (27) 『号外』74, 8頁以下, 『独逸資本主義の変貌』26頁, 文章は後者による。同様の趣旨は各16頁, 27頁以下にも見られる。「民間の経済諸団体が戦時下に於て益々其の自治権限を削減されて行き, 政府の命令を執行する機関化したことは事実である。併し, 此等経済団体は何れもナチ以前の当該経済部門の使用者団体に相当するものであつて, 今日戦時下のナチス統制経済では, これら民間代表機関(言はば使用主団体)と政府の当該監督機関との協定の締結に依つて諸々の統制案を実行してゐるといふ実状である」。
- (28) 『独逸資本主義の変貌』6頁以下。原文の記事は, Großdeutsche Volkswirtschaft 1932 bis 1939. Zum 50. Geburtstag des Führers, in: Wirtschaft und Statistik, 1939, 1. April-Heft.
- (29) 同上, 11頁以下。

- (30) 長島, 前掲書, 282頁以下, 『経済連盟』第10巻4号, 1940年10月。なお, 拙稿「ナチス政策思想と『経済新体制』—日本経済界の受容—」工藤章/田嶋信雄編著『日独関係史 1890-1945』第3巻, 東京大学出版会(2008年春刊行予定)をも参考されたい。
- (31) 堀越禎三編『経済団体連合会前史』経済団体連合会, 1962年, 524頁。
- (32) 帆足計著『統制会の理論と実際』新経済社, 1941年, 38頁以下。
- (33) 国策研究会文書 G-2-55 (6250) [マイクロ・フィルム]。9月16日付と推定した理由は, 帆足の書簡本文末尾の「日曜深更」の文言から表書きの「16日朝」は, 翌朝16日月曜日と考えられ, また1940年の16日(月)は, 9月と12月の2回あるが, 閣議決定(12月7日)が行われた後の12月16日はありえないので9月16日と判断した。それは手紙の文面とも符合する。
- (34) 同上, G-2-27 (6221) [同上]。
- (35) 日本経済連盟会の内部の諸潮流に関しては長島, 前掲書, 第6章2節, また宮島英昭著『産業政策と企業統治の経済史』有斐閣, 2004年, 330頁以下。
- (36) 長島修氏はこの欠落を重視している。同, 前掲書, 285頁。
- (37) その経緯と内容については, 中村・原, 前掲論文, 参照。なお, 『経済連盟』第11巻1号, 1941年1月, 同第11巻2号, 1941年4月。また前掲拙稿。